

平成 22 年 12 月 28 日

総務大臣
片山善博 殿

全国市長会
会長 森 民 夫

地方公共団体の寄附金等の禁止規定の廃止等に対する意見について

去る 12 月 16 日の総務大臣・地方六団体会合において示された三つの提案については、地域主権を推進するという観点からの提案であることは理解できるが、一方では様々な考えや懸念があることを踏まえ、以下のとおり意見を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、今後、改正内容等の詳細が判明した時点で、改めて意見を提出することがあることを申し添えます。

記

1 地方公共団体の寄附金等の禁止規定の廃止について

これについて意向調査を実施したところ、廃止を「是」とする意見が約 4 割に対し、「是としない」という意見も 6 割を占めており、意見は大きく分かれている。

しかし、「是」とする意見においても、「国と地方の財政秩序の健全性の確保を前提とすること」や「寄附等によって地方公共団体が不利益な扱いを受けることがないようにすること」といった留保が付されており、いずれの意見においても共通する点は、単に禁止規定を廃止するのではなく、国と地方の財政秩序を確保するための何らかの制度上の担保措置を講じることが必要であるという点である。

(市長に対する意向調査結果は、別添参照)

2 地方債にかかる協議制度の見直しについて

地方公共団体の財政状況は、各団体の置かれている状況により様々であるが、現行の協議制による同意は、起債を行う場合の各団体の信用補完機能を果たしている実態がある。したがって、届出制とする場合においても、この機能を維持するため、次のような措置を講じる必要がある。

- (1) 地方債に係る市場の信認やリスクウェイトがゼロとされてきた現行の位置づけが維持されるよう十分に配慮すること。
- (2) 貸し渋りや貸出金利が上昇することがないように、金融機関に対して、制度改正の趣旨の周知徹底を図ること。
- (3) 特に財政力の弱い一般市町村においては、民間からの資金調達が難しく、公的資金が重要な資金調達手段となっており、配慮すること。

3 特別交付税の総額等の変更について

透明化を図るという観点からの改正については理解できるが、一方、算定項目の変更内容や各自治体に与える変動状況等が不透明であるので、これらの点について明らかにされたい。